

令和8年度群馬県産有機農産物等の販路拡大及び認知度向上に関する業務委託仕様書

第1 業務の趣旨

首都圏への販路拡大に意欲がある群馬県内（以下、「県内」という。）の有機農業者を支援するため、首都圏の自然食品専門店における「群馬県産有機農産物（以下、「県産有機農産物等」という。）コーナー」の設置や、首都圏飲食店とのマッチングを実施し、それぞれの取組を通じて恒常的な取引の創出を目指す。

また、これらの取組を支えるため、効率的な配送方法の導入による流通コストの削減を図るとともに、有機農業に取り組む新規就農者や転換に取り組む農業者の販路確保にも資する仕組みづくりを推進する。

さらに、県産有機農産物等の認知度とイメージの向上を図るため、都内及び県内においてオーガニックマルシェを実施する。

これらを総合的かつ連動的に実施することで、首都圏における「オーガニックぐんま」の面的な展開を進め、ブランド認知の浸透と定着を図ることを目的とする。

第2 業務の名称

令和8年度群馬県産有機農産物等の販路拡大及び認知度向上に関する業務

第3 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

第4 業務の内容

本業務に係る企画、制作、運営及び付随する業務一式を委託する。

なお、業務遂行の全ての過程において、群馬県（以下、「県」という。）との打合せ・調整を密に行うものとする。

1 県産有機農産物等コーナーの設置

(1) 実施時期

令和8年8月から12月までの5か月間

(2) 実施場所

首都圏に位置する自然食品専門店4店舗以上において、当該期間を通じてコーナーを設置すること。

(3) 販売スペース及び販売数量

販売スペース、仕入頻度及び販売数量については、受託者からの提案に基づき設定するものとする。提案にあたっては、各店舗の立地条件、販売環境、想定される需要及び仕入れ体制等を踏まえ、効率的かつ継続的な販売が可能となる内容とすること。

具体的な販売スペースの規模、仕入頻度及び販売数量については、提案内容を基に、県と受託者が協議の上、決定する。

なお、売り切れ又は欠品その他の理由により、商品補充が困難となりコーナーとしての機能が維持できない場合には、当該コーナーを一時的に取り下げることができないものとする。

(4) 取扱品目

有機 JAS 認証を取得した県産有機農産物及び有機加工食品

※ただし、有機 JAS 認証事業者が生産・製造する農薬・化学肥料不使用の農産物及び加工食品も対象とする。

(5) 実施内容

各内容の詳細については、県との協議の上、決定する。

ア 取扱品目の手配

- ・ 生産者の募集
- ・ 生産者からの取扱品目の調達
- ・ 各店舗までの取扱品目の輸送手配

イ 効率的な物流体制の構築

- ・ 流通コストの削減及び恒常的な取引の確保を目的として、共同出荷・共同物流の体制を構築し、当該体制により各店舗への輸送を行うこと。
- ・ 従来での出荷方法（宅配便等）とのコスト比較を行うこと。
- ・ 配送ルートを検討と併せて、店舗に陳列されるまでの商品の保管についても検討し、最善の方法で納品すること。

ウ 出荷カレンダー等の作成

- ・ 生産者の出荷カレンダーを作成し、実需者（卸売業者・店舗等）に情報提供すること。
- ・ その他、円滑な取引に必要な資料等については、受託者の判断により適宜作成し、実需者へ提供すること。

エ 販促資材の作成・調達

県産有機農産物等の魅力を消費者に伝えるための効果的な販促資材を作成、又は調達すること。

(6) フェアの開催

令和 8 年 8 月から 12 月までの 5 か月間で、首都圏の自然食品専門店 15 店舗以上において、各店舗で毎月 1 回程度フェアを開催し、県産有機農産物等の PR を行うこと。開催方法は、県との協議の上、決定する。

ア 開催日

各店舗と調整の上、決定すること。

イ 開催場所

首都圏に位置する自然食品専門店 15 店舗以上

なお、(2) 実施場所（コーナーの設置店舗）は、必ず含めること。

ウ 試食提供及びプロモーションスタッフの配置

- ・ フェア開催日において、来店客への商品説明、試食提供及びその他の販売促進活動を行うため、適切なプロモーションスタッフを配置すること。

- ・ スタッフは販売員としての業務経験を有し、説明や試食提供等の販促活動を実施できる者とする事。
- ・ 試食提供のための調理器具、食材、消耗品等を手配すること。

2 首都圏飲食店とのマッチング

(1) 実施時期

令和8年8月から12月までの期間において、期間限定で県産有機農産物等を使用したコラボメニューを提供すること。

(2) 実施場所

首都圏に位置するレストラン等15店舗以上で実施すること。

(3) 取扱品目

有機 JAS 認証を取得した県産有機農産物及び有機加工食品、転換期間中有機農産物及びそれらを使用した加工食品

※ただし、有機 JAS 認証事業者が生産・製造する農薬・化学肥料不使用の農産物及び加工食品も対象とする。

(4) 実施内容

各内容の詳細については、県との協議の上、決定する。

ア 取扱品目の手配

- ・ 生産者の募集
- ・ 生産者からの取扱品目の調達
- ・ 各飲食店までの取扱品目の輸送手配

イ 効率的な物流体制の構築

- ・ 流通コストの削減及び恒常的な取引の確保を目的として、共同出荷・共同物流の体制を構築し、当該体制により各飲食店への輸送を行うこと。
- ・ 受発注の際、卸売業者を介して調整するなど、店舗側や生産者側でなるべく負担がかからないよう工夫すること。

ウ 出荷カレンダー等の作成

- ・ 生産者の出荷カレンダーを作成し、実需者（卸売業者・飲食店等）に情報提供すること。
- ・ その他、円滑な取引に必要となる資料等については、受託者の判断により適宜作成し、実需者へ提供すること。

エ 試供品（サンプル品）の提供

コラボメニューの検討にあたり、試供品が必要な場合、その提供に係る品代及び送料は、予算の範囲内で受託者が負担すること。

オ 販促資材の作成・調達

県産有機農産物等を使用していることが来店客に分かるよう、各飲食店において効果的なPRが行える販促資材を作成又は調達すること。

(5) 新規取引機会の創出

コラボメニュー提供店舗以外の飲食店に対しても取扱品目を提案し、新たな取引機会を創出すること。

なお、15店舗以上での取扱いを目標とすること。

3 オーガニックマルシェの実施

(1) 開催時期・場所

令和8年7月から11月までの期間において、都内2回・県内1回の計3回実施すること。

なお、各回においては、それぞれ異なる場所を選定するものとし、既に定期的実施されているオーガニック関連イベント、環境関連イベント等への出店または共催、もしくは単独開催のいずれかの方法により実施するものとする。

開催方法、開催場所及び具体的な開催時期については、開催効果等を踏まえ、受託者の提案を基に、県と協議の上、決定する。

また、県内で実施するマルシェについては、出店規模の目安として、概ね20小間程度を想定するものとする。

(2) 取扱品目

原則として、有機JAS認証を取得した県産有機農産物及び有機加工食品、転換期間中有機農産物及びそれらを使用した加工食品とする。

また、有機JAS認証事業者が生産・製造する、農薬及び化学肥料を使用しない農産物及び加工食品についても対象とする。

なお、事業趣旨に照らし、県産農産物のPR等に資すると認められる場合には、上記以外の品目についても、県と協議の上、取扱対象に含めることができるものとする。

(3) イベント構成内容

いずれの開催場所においても、生産者による対面販売を基本とするものとする。ただし、生産者の参加が困難な場合やその他の事情により対面販売による運営が難しい場合には、受託者の買取りによる委託販売方式により実施することができるものとする。

また、本業務の趣旨を踏まえ、他の業務との連動により、効果を高めるための情報提供や来場促進に資する内容を適切に組み込み、その具体的手法については受託者の創意工夫による提案を含むものとする。

(4) 実施内容

各内容の詳細については、県との協議の上、決定する。

ア 事前準備

- ・ 出店を行う生産者及び事業者の募集、選定及び調整
- ・ 出店者向けの説明資料（実施概要、出店要領、出店者一覧等）の作成
- ・ イベント主催者が定めるガイドライン（搬入出方法、禁止事項、設備利用等）に基づく必要な調整の実施

- ・ 生産者の参加条件、出店区分及び役割分担等について、県と協議の上、整理すること
 - ・ 共催イベントにおいて必要となる関係機関との連絡調整及び事前協議の実施
 - ・ 試食を実施する場合には、関係法令を遵守するとともに、所管保健所等との協議を含む、必要な衛生上の手続きを適切に行うこと
- イ 会場整備及び案内業務等
- ・ 委託販売方式を行う場合において、商品説明等を行う販売スタッフの配置
 - ・ 生産者による対面販売が行われる場合において、円滑な運営が行えるよう、必要なサポート（什器配置補助、販売準備補助等）の実施
- ウ 会場設営・運営
- ・ 当イベント実施に必要な設備の搬入、搬出、設営及び撤去、並びに出店者の設営及び運営補助
 - ・ 設営に係る必要物品の確認、手配及び設備準備等について、県との事前調整
 - ・ 委託販売方式に応じた在庫管理、品質保持（保冷資材等を含む）の実施
 - ・ 販売に必要な決済手段（現金・キャッシュレス等）の準備及び管理
 - ・ 売上管理及び精算事務に必要な記録の作成、整理及び報告
 - ・ 生産者が対面販売を行う場合と、受託者が委託販売方式により販売を行う場合の役割分担（販売対応、補充、商品管理等）についての事前協議による整理

4 各業務の共通事項

(1) 広報活動

- ・ ポスター、チラシ、SNS、紙面掲載、パブリシティなど、各種媒体を用いて、集客効果や県産有機農産物等の認知、魅力を高めるための工夫・仕組みを提案し、実施すること。
- ・ 令和6年度に開設した以下の公式Instagramアカウントを適切に運用、管理し、効果的な発信を行うこと。また、フォロワー数やエンゲージメント率等の数値目標を設定すること。
 〔アカウント名〕 gunma_organic_official
- ・ 各業務の協力生産者を募るために必要な資料（チラシ、業務概要等）を作成すること。

(2) ヒアリング及び報告会等の実施

- ア 実施店舗等へのヒアリング
- 群馬県産有機農産物及び有機加工食品の取扱い状況、課題点、改善策等のヒアリングを行うこと。
- イ 生産者へのフォローアップの実施
- 実施店舗、実需者を含め、協力生産者へ販売結果をフィードバックすること。

(3) その他

- ア 疾病等、不測の事態が生じた場合を考慮し、代替事業の想定をしておくこと。
- イ 日程において、十分な販売品目が揃わない場合や災害発生のおそれ、感染症拡大等、やむを得ない事情が生じた場合は、県と協議の上、別途、実施時期や期間等を決定すること。
- ウ 当業務を実施するにあたり、より効果的な方法がある場合は、その旨提案すること。また、本業務の目的を達成するため、必要な業務を行うこと。
- エ 本事業に関わる責任者及び担当者については、本事業の趣旨・内容を十分に理解し、業務遂行に必要な知識、能力、経験を有する人員を配置すること。
- オ オーガニックビレッジ宣言自治体やその生産者とも連携を図ること。

5 業務完了報告

(1) 納入成果物

業務完了後速やかに、次に掲げる書類について、紙媒体または電子データ等にて提出すること。

① 実績報告書

受託者は、業務完了後、速やかにア～カの内容を含む業務実績報告書を提出すること。

ア 実施概要

イ 実施費用内訳

ウ SNS への掲載内容及び閲覧数等

エ メディア等に採用された実績（メディア名、内容、時期、その他必要な事項）

オ 本業務・ヒアリング結果等に関するまとめ、課題、分析、考察、評価及び次年度以降の県産有機農産物等の販路拡大に向けた提案

カ その他、本業務に関連するもので、県が指示する内容

② 各業務の活動記録写真、販促資材等

③ その他、本業務により発生した成果物

(2) 提出場所

群馬県農政部ぐんまブランド推進課

群馬県前橋市大手町1-1-1

第5 留意事項

1 著作権等の権利及び成果の帰属

本業務で制作した成果物の著作権及び使用権は、受託事業者により留保されるもの（受託事業者が従来から権利を有していた受託事業者固有の知識、技術等に関する権利等）を除き、県に帰属するものとする。

また、受託事業者は、本業務で県に帰属することとなる著作権に関する著作者人格権を行使せず、また、受託事業者の従業員が、これらの権利を有する場合には、この者が著作者人格権を行使しないために必要な措置をとるようにすること。

2 秘密保持

本業務で知り得た業務上の秘密は、保持しなければならない。

本業務に関し、受託事業者が県から受領した資料等は、県の承諾なしに公表及び使用してはならない。

3 個人情報の保護

本業務で扱う個人情報の保護、流出、紛失に十分注意すること。

なお、本業務で個人情報を集める場合には必ず、個人情報の取扱いに関する文書を示すこと。

4 再委託の可否

受託事業者は、業務の性質上、やむを得ない事情または効率的と認められる場合には、書面で県の承認を得たうえで、他者に再委託できる。ただし、企画書における業務実施体制に記載している事業者が実施する場合には、県の事前の承認は不要とする。

5 その他

- (1) 県と十分協議を行いながら事業を進めること。
- (2) 委託期間中に進捗状況の報告を求めることがある。
- (3) 仕様書に記載のない事項については、その都度協議する。
- (4) 本事業に要した経費等の帳簿等を備え、事業終了後、次年度から起算して5年間保管すること。